

暴力を受けた! パートナーが怖い!

そんな時どうしたらいいの?



ひとりで
抱えこまず
相談しましょう!

相談したい場合

大田区の相談窓口 地域庁舎生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●大森生活福祉課 ●調布生活福祉課 ●蒲田生活福祉課 ●糀谷・羽田生活福祉課 	☎03-5764-0665 ☎03-3726-0791 ☎03-5713-1706 ☎03-3741-6521	8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)
大田区内の警察署 生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ●大森警察署 ●田園調布警察署 ●蒲田警察署 ●池上警察署 ●東京空港警察署 	☎03-3762-0110 ☎03-3722-0110 ☎03-3731-0110 ☎03-3755-0110 ☎03-5757-0110	8:30～17:15 (土日祝、年末年始を除く)
配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●東京ウィメンズプラザ ●東京都女性相談センター 	☎03-5467-2455 ☎03-5261-3110	9:00～21:00 (年末年始を除く) 9:00～20:00 (土日祝、年末年始を除く)
女性のためのたんぼぼ相談	●エセナおおた	☎03-3766-6581	詳細は7ページの下段参照

緊急時・休日・夜間の場合

東京都女性相談センター	☎03-5261-3911
警察(事件発生時)	☎110

事情にそって、被害者を支援します

一時保護

緊急な保護を要する被害者に避難場所が提供されます

自立支援

仕事、住居、援助等の情報が提供されます

*法的支援として「保護命令」があります。身体的暴力、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者からの申立てを受けて、地方裁判所が認めた場合に、接近禁止命令や退去命令が発令されます。